

使用料等見直しの内容について

1 基本的な考え方

明確で適正な料金算定と減免制度の抜本的な見直しを行い「受益者負担の適正化」を図ることにより、税配分の公平性を確保する。

⇒ 市民の目線に立ちサービスの利用者も利用しない者も納得できる基準を策定する。

2 見直しの状況

(1) 使用料

減免制度が適用されなくなる利用者にとっては負担増となるが、利用者が負担すべき経費を限定化することにより多くの料金が下がるため、利用者の大部分は負担が軽減されることになる。

◎肥大化した減免制度の見直しにより負担の公平性が確保される。

◎全体的な料金の値下げは利用の促進につながる。

⇒市民全体に納得される見直しとなる

① 減免制度の見直し

各種団体の育成や活動を支援する観点から行ってきた減免制度は、受益者負担の原則に基づき、原則廃止する。

但し、施策を推進するにあたり行政との協働の観点から相互に協力関係にある団体、すなわち会員相互等に限定された活動ではなく行政に代わって役割を担う活動を行う団体に対しては、施設を限定し適用する。

市民、福文、クエイト、ワムの減免適用団体 約700団体⇒約70団体

② 子ども料金の設定

子どもの活動への支援を継続する観点から、スポーツ施設、文化施設とも、減免ではなく通常料金の半額程度の子ども料金を設定する。

【子ども料金例】

運動広場グラウンド 1時間あたり 250円 (大人 550円)

公民館 会議室 全日 600円 (大人 1,200円)

③ 見直し対象施設

市民会館等の会議室・ホールや体育館、コミセン及び公民館等の地域集会施設の料金を見直すとともに青少年センター等を有料化する。

29施設の内訳 (改正13、有料化2、現行通り2、対象外12)

使用料等見直しの内容について

④ 料金の状況

料金は市民の目線に立った算定の結果、引上げ、有料化となる料金の対象は全体の16%に止まり、多くの料金引き下げとなる。また、激変緩和措置として、現行料金との乖離を上限1.2、下限0.8とすることなどにより、料金は全体で約8%引下げとなる。

【ホール、会議室等の各料金区分】

210区分の内訳（引上げ25、有料化8、引下げ106、現行どおり13、対象外58）

(2) 手数料

料金改正は行わず減免制度の適正化のみを実施する。

① 各料金を改正しない理由

- 発行件数の多い住民票や税証明は概ね適正な範囲にある。
- 件数が少ないことや事務の性質上、審査に時間を要すること等から現行料金と乖離する料金については、近隣市との比較を踏まえた結果、許容範囲にある。

② 減免制度の見直し

減免の適用範囲を「法令等で規定されている場合」及び「社会的・経済的に真に支援が必要な場合」に限定し適正化を図る。

⇒年金関係の請求手続き等における戸籍・住民票等の無料発行を止める

収入増見込 約250万円（年金関係無料発行件数 約7,200件）手数料収入総額3.3億円